

福島ベンチャー留学 参画規約(参画事業者向け)

福島ベンチャー留学以下、「本プログラム」という。)は、公益社団法人福島相双復興推進機構から委託を受け、福島12市町村における長期実践型インターンシップを通じた関係人口創出事業の一環で、運営事務局のNPO法人ETIC.(以下、「ETIC.」という。)が企画・運営しています。

本プログラムへの参加にあたり、参加事業者に同意を頂きたい事項を、以下に記します。

記

第1条 定義

本規約において使用される各用語の定義は、以下に定める通り。

1. 「福島ベンチャー留学」:

大学生が福島12市町村に約1ヶ月間住み込み、地域経営者の「右腕」として新規事業や商品開発などにチャレンジする実践型インターンシッププログラムのこと

2. 「事業者」:

本プログラムで大学生をインターンシップ生(以下「インターン生」という。)として受け入れる事業者もしくは団体のこと

3. 「人材」:

本プログラムに参加を申し込み、事業者と「インターン誓約書」および「処遇概要確認書」を結び、インターン生として業務を行う人材のこと

4. 「プロジェクト」:

本プログラムで事業者が人材を募集する求人案件のこと

5. 「地域コーディネーター」:

事業者が募集するプロジェクトの作成、期間中の事業者および人材の相談支援などの伴走支援を行う人材のこと。1プロジェクトにつき、1名、各地域に根付き活動をしている地域コーディネーターを配置する。

第2条 事業者の責任等

1. 主催者および事務局が指定する以下の研修等には必ず出席すること。

- a. 合同キックオフ研修(2026年 2月13日(金)@福島12市町村)
- b. 合同中間研修(2026年 2月28日(土)@オンライン)
- c. 修了研修(2026年 3月12日(木)@オンライン)
- d. 成果報告会(2026年 3月15日(日)午前 @大熊町)

2. 人材とのマッチングにあたっては、地域コーディネーターからの要請に従い、面接の日程調整、面接への参加、人材の決定、人材との「インターン誓約書」および「処遇概要確認書」の締結を行うこと。
3. インターン期間中は、以下を実施すること。
 - e. 事業者の担当者が人材と協力してプロジェクトへ取り組む。
 - f. 人材が週5日(1日8時間)×4～6週間にわたって活動する期間中、事業者側は週5時間程度のプロジェクトへの参加にコミットすると共に、週1回程度のミーティングを実施する。
 - g. 事業者は、人材が毎日提出する日報を確認し、必ずコメントを付けるものとする。
4. 本プログラムに参画するにあたり、インターン生の受け入れ及び、これに関連して生じる一切の責任は、事業者の責任において対応するものとします。
 - h. 本プログラムに参加する学生は、活動中の傷害に対する補償として、運営事務局が契約するインターンシップ保険(傷害に関する補償、日常生活賠償特約)への加入が原則必須となり、その費用は、ETICが負担する。それ以外の補償については必要に応じて事業者で加入し負担をすること。
 - i. 本プログラムにおけるインターン生は労働者ではなく、事業者は雇用契約を締結せず、運営事務局が定める「インターン誓約書」および「処遇概要確認書」に基づく研修生としての契約を結ぶものとする。

第3条 守秘義務誓約

1. プログラム期間中に知り得た、人材やアイデアおよび技術に関する秘密情報に関して、本人または事業者の許可なく、開示、発表、公開、利用、複写、紛失、研修目的以外での使用はいたしません。
2. 前項の内容は、プログラム参加中はもちろん、プログラム終了後も厳守することを約束いたします。
3. 故意・過失にかかわらず、上記項目に違反し、プログラム期間中に知り得た秘密情報を漏洩したことにより損害を与えた場合、すべての賠償責任を負うことといたします。

以上